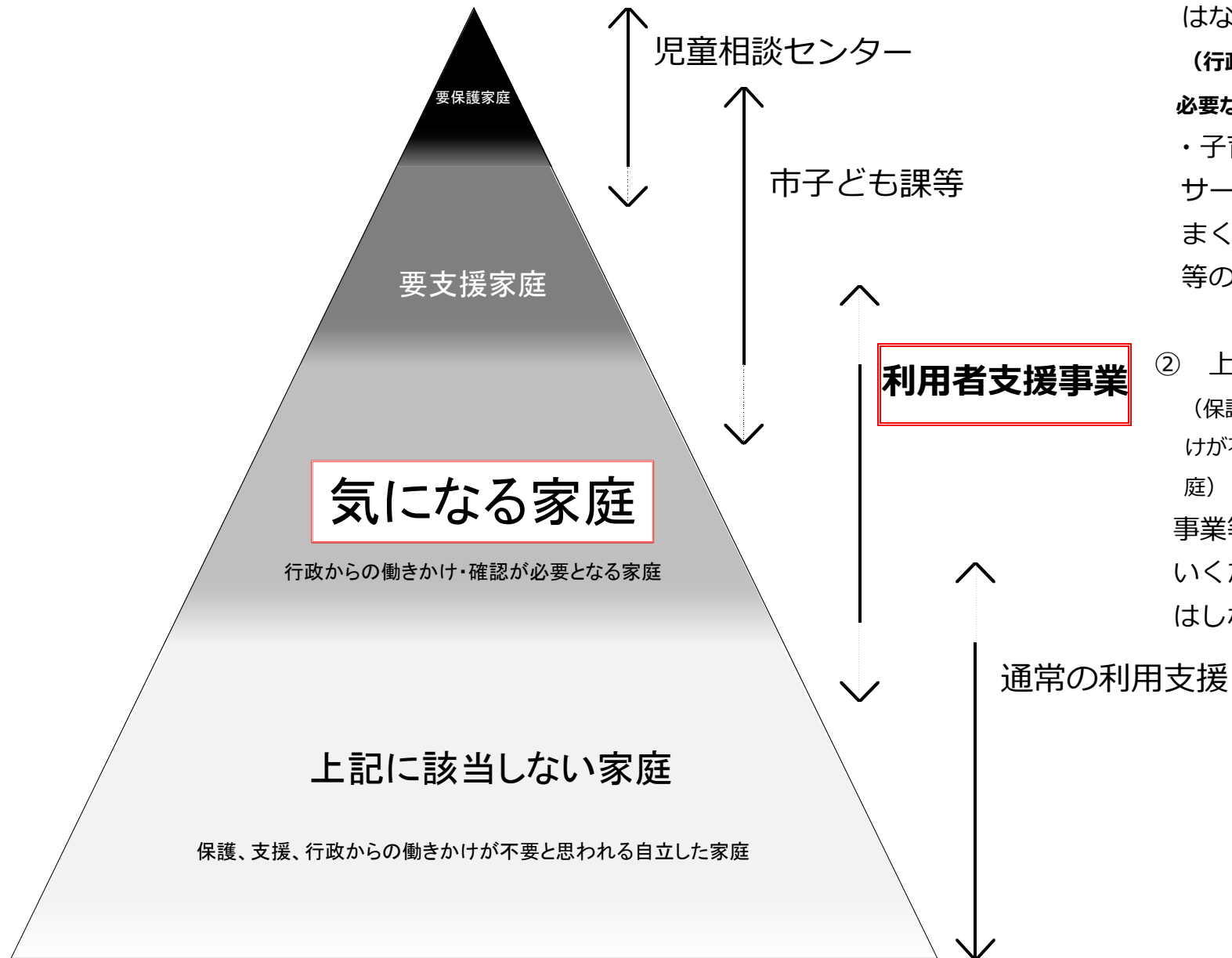


利用者支援事業の骨子について（案） ①対象者のイメージ



① 利用者支援事業は、要保護家庭・要支援家庭ほどではないが、**気になる家庭**（行政からの働きかけ・確認が必要な家庭）に対し、子ども・子育て支援事業や子育てサークル等の地域資源をうまく利用できるようにする等の支援をする。

② 上記に該当しない家庭（保護、支援、行政からの働きかけが不要と思われる自立した家庭）は、自らの判断で利用事業等を自発的に選択していくため、積極的に対象とはしない。

利用者支援事業の骨子について（案） ②事業の概要

1 事業の実施主体

- (1) **【基本型】** 子育て支援センター（基本型における利用者支援専門員《専任職員》を置く。）
- (2) **【母子保健型】** 保健センター（母子保健型における利用者支援専門員《専任職員》を置く。）

※ **【基本型】**と**【母子保健型】**は、相互連携し一体的に実施する。

2に掲げる関係機関等と、妊娠、出産期から学童期に至るまでの、気になる家庭を中心に、当該家庭に合った、適切な子ども・子育て支援事業の利用を支援、促進する。

2 関係機関等

(1) 子育て支援ネットワーク会議（改組）

構成：基本型における利用者支援専門員及び母子保健型における利用者支援専門員（以下「利用者専門員」という。）、

子育て支援NPO、主任児童委員、児童館、社会福祉協議会、保健所、保健センター、子ども課、福祉課など

主な役割：①地域子育て支援ネットワークなどから情報収集し、市全体の利用者支援の状況を把握する。

②構成団体等が実施する子ども・子育て関係事業について情報を交換し、情報の共有に努める。

(2) 地域子育て支援ネットワーク（新設）

構成：利用者支援専門員、地区担当保健師、主任児童委員、小学校、幼稚園、保育園、児童館 放課後児童クラブ、

地域の子育てサロンなど

主な役割：地域における気になる家庭の情報や子ども・子育て支援事業のニーズなどの情報を、利用者支援専門員へ提供する。（利用者支援専門員は、情報を提供する。）

その他：必要に応じて、必要なときに関係する機関等の職員が集まり、情報交換などを行い、適切な利用者支援を検討する。

(3) 地域の子育てサロン

主なサロン：児童館、つどいの広場、こけこっこ、はぐHUGなど

主な役割：地域における気になる家庭の情報や子ども・子育て支援事業のニーズなどを、利用者支援専門員へ情報を提供する。(利用者支援専門員は、情報を提供する。)

(4) 子ども・子育て支援事業等実施主体

主な事業等実施主体：保育園、幼稚園、子育て支援センター、保健センター、子ども課、子育て支援NPO、子育てサークルなど

主な役割：利用者支援専門員の求めに応じて、実施主体が実施する事業の利用状況などの情報を提供するとともに、必要に応じ、利用の調整に協力する。

3 利用者支援事業対象者の把握など

対象者の把握は、利用者支援専門員が地域に出向いて得た情報や保健センター保健師、地域子育て支援ネットワーク関係者、地域の子育てサロン関係者などからの情報提供により把握し、利用者支援専門員を中心に当該家庭に対して適切な子ども・子育て支援事業の利用を促す。必要に応じ、地域子育て支援ネットワークを開催し、気になる家庭へのアプローチ方法、適切な事業メニューなどを検討する。

4 初年度の取り組み

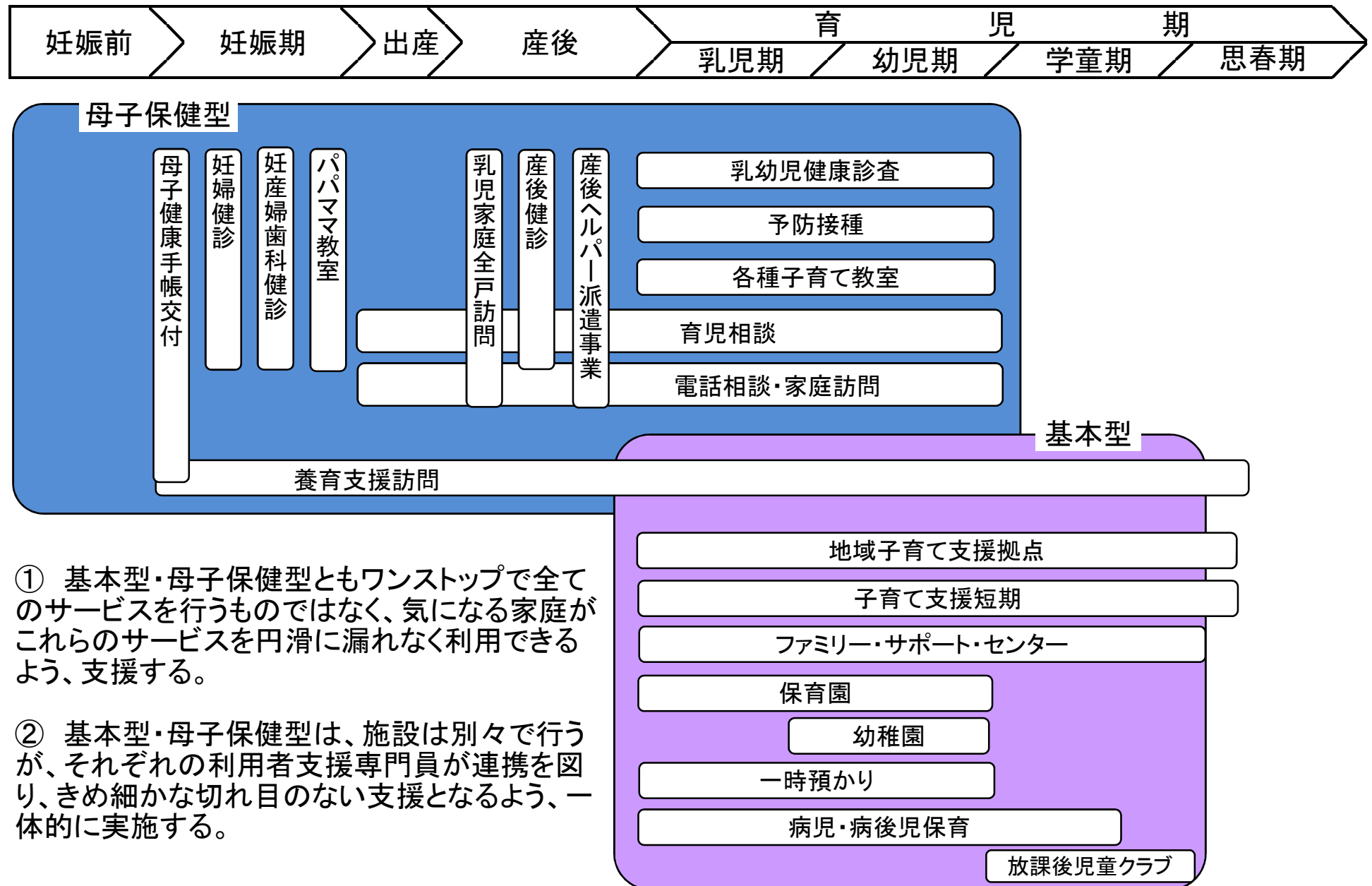
初年度は、利用者支援専門員のそれぞれの業務範囲の整理及び相互連携の確立、利用者支援事業の普及啓発、地域子育て支援拠点施設等での出張相談並びに地域子育て支援ネットワークの構築を行う。

利用者支援専門員のそれぞれ複数配置については、将来的な理想型としつつ、今後、事業のニーズ量に応じて増員を検討していくものとする。

5 その他

児童発達支援体制、要保護要支援体制は別に設け、必要に応じ円滑かつ適切に情報交換・連携を行う。

利用者支援事業の骨子について(案) ③基本型と母子保健型の関係と対象範囲のイメージ



① 基本型・母子保健型ともワンストップで全てのサービスを行うものではなく、気になる家庭がこれらのサービスを円滑に漏れなく利用できるよう、支援する。

② 基本型・母子保健型は、施設は別々で行うが、それぞれの利用者支援専門員が連携を図り、きめ細かな切れ目のない支援となるよう、一体的に実施する。